

贈二十一回猛士在野山獄中 二十一回猛士の野山の獄中に在るに贈る

第三段

【原文・書き下し文】

- 41 九萬鵬程飛未_レ徙
きゅうまん ほうてい 飛びて未だ徙らず
- 42 斂_レ翼半間獄舍庫
つばさ おさ 半間の獄舎の庫きに
- 43 鯤鯨遠_レ水困_二螻蝻_一
こんけい みず より遠ざかりて螻蝻に困しみ
- 44 鸞鳳失_レ枝棲_二棘枳_一
らんほう えだ を失いて棘枳に棲む
- 45 坐_二臥一茵_一曾不_レ跬
いちいん ざが 一茵に坐臥して曾て跬せず
- 46 可_レ憐猛士肉生_レ脾
あわ 憐れむべし 猛士 肉 脾に生ずるを
- 47 猶道君恩得_レ處_レ此
な お道う 君恩 此に処るを得て
- 48 人世福堂囿圍是
じんせい ふくどう 囿圍是れなりと
- 49 忠義愛_レ君填_二骨髓_一
ちゅうぎ 君を愛して骨髓を填め
- 50 上書將逐_二鄒陽_一擬
じょうしょ 上書して將に鄒陽を逐いて擬せんとす
- 51 乃課_二餘_一惜_二寸晷_一
すなわ 乃ち三余に課して寸晷を惜しみ
- 52 讀書萬卷功頻累
どくしょまんがん 功頻りに累ぬ
- 53 餘力所_レ揮文筆技
よりよくやる 文筆の技
- 54 亦與_二名家_一相角抵
ま 亦た名家と相角抵す
- 55 豈是浮文誇_二麗綺_一
あ 豈に是れ浮文の麗綺を誇らんや
- 56 滿腔熱血淋_二漓紙_一
まんこう ねつけつ 紙に淋漓たり
- 57 獄中日講_二勤王_一旨_一
ごく 日に勤王の旨を講じ
- 58 至誠感動幾姦宄
しせい 感動す 幾姦宄
- 59 謂尊_二王室_一張_二綱紀_一
おも 謂えらく王室を尊び綱紀を張れば
- 60 以攘_二夷狄_一拾_二青紫_一
もつ 以て夷狄を攘い青紫を拾わんと

【校勘】

・第48句「世」を『清狂遺稿』は「生」に作るが、『清狂吟稿』『清狂詩鈔』が「世」に作るのが平仄上、正しいので改む。

【現代語訳】

九万里も大鵬のように雄々しく飛び立とうとしたその前に、

この狭い獄舎に翼を畳む羽目となった。

鯤や鯨は大海から遠ざけられてオケラやアリののような輩に苦しめられ、

鸞や鳳凰は棲むべき高い木を失ってイバラの中での生活を余儀なくされている。

敷物一枚分ほどの生活で少しも身動きもできず、

勇者の股に贅肉がつくのがなんとも嘆かわしい。

それでも藩主の御恩によってここに居られるのであって、

人生の楽園とはこの獄舎がまさにそれであると言っている。

その忠義の厚さといえば主君を骨の髄まで敬愛し、

かの鄒陽に倣って上書しようとした。

そこで空いた時間に寸暇を惜しんで、

たくさんのお書を読みどんどんと努力を重ねていった。

その合間には詩文創作の腕を磨いて

これもまたその道の大家と張り合うほどであった。

どうして美辞麗句だけの見かけ倒しの文で自慢などできようか、

身体中に漲る血潮は紙に滴らんばかり。

獄中では毎日、勤王について教授すれば、

その真心によって何人もの極悪人の心は揺さぶられた。

思うに皇室を尊崇し紀律を引き締めていれば、

異国の者どもを追い払って、いともたやすく召し抱えられるにちがいない。

第三段は野山獄に入れられている間の不自由と苦難、それにもかかわらず読書と創作に励むさまを詠む。

【語釈】

41 九萬鵬程飛未徒 想像を絶する巨大な鳥である大鵬が雄々しく遙か遠くの海へと飛んでいくように、松陰がヘリーの舟に乗って異国へ渡ろうとした壮大な計画が失敗に帰したことをいう。『莊子』「逍遙遊」の冒頭に載せる話として、北冥「極北の海」に住む鯤という巨大な魚が大鵬となって南冥「南の海」へと飛び立つくだりに、「鵬の南冥に徙るや、水に撃すること三千里、扶搖を搏ちて「つむじ風に乗って羽ばたく」上ること九万里（鵬之徙於南冥也、水撃三千里、搏扶搖而上者九万里）」と。月性と交流のあった土井聲牙（一八一七—一八八〇）が、慶応二年（丙寅 一八六六）に作った「韓堂の東游するに贈る（贈韓堂東游）」詩（『聲牙齋詩稿』巻四）にも「九萬の鵬程 本儔罕にして、

西飛未だ可ならざれば且し東游せよ(九萬鵬程本罕儔、西飛未可且東游)」と。

42 斂翼 飛ぶこともできずに翼をたたまざるを得ないように、不自由で孤独な状況にあることをいう。魏の応璩「侍郎曹長思に与うる書(與侍郎曹長思書)」に「復た翼を故枝(古巢)に斂めて、塊然として(ひとり寂しいさま)独り処れば、群を離るるの志有り(復斂翼於故枝、塊然獨處、有離群之志)」。 **半間** 畳半分ほどの広さ。もともと野山獄の独房は、畳_二枚と板敷畳半分ほどだったといわれ、ここはその狭さを強調してこのようにいい、月性が、「中元に桂公素(玉乃世履)と同じに広島に遊び、虎山先生(坂井虎山)を訪ね、公素の詩韻に次して(まったく同じ韻を踏んで)、以て先生に呈す(中元、同桂公素、游廣嶋、訪虎山先生、次公素詩韻、以呈先生)詩(嘉永二年己酉一八四九年三三歳『清狂遺稿』上)の中で、自身の清狂草堂について、「半間茅屋方丈の室(半間茅屋方丈室)」というのと同じ誇張表現。 **庫** 高さが低いことで、「半間」の狭さと併せて、獄舎が空間的に狭小であることを強調する。

43 鯤鯨 「鯤」も「鯨」も巨大な魚で、大人物に喩えられる。元、謝応芳「姪僧(甥の僧侶)の徳無言の靈隱に帰るを送る(送姪僧徳無言歸靈隱)詩に「鴻・鵠(いずれも大きな鳥)の志は飛びて天に沖き、鯤・鯨は海に入りて方に悠然たり(鴻鵠之志飛冲天、鯤鯨入海方悠然)」。 **遠水** 「水」は陸地に対す

る水域をいい、その自由に泳ぐことのできる大海から遠ざけられて不自由な環境に置かれていることをいう。 **螻蛄** 小者らを螻蛄「オケラ」や蟻「アリ」といった小さな昆虫に喩える。漢、賈誼「屈原を弔う賦(弔屈原賦)」に、かつて楚の大夫であった屈原が周囲からその才能を妬まれて死に追いやられたことを、「彼の尋常の汗漬(狭いどぶ)」、豈に舟を呑む魚を容れんや。江湖の鱸(チョウザメ)・鯨を横たうれば「湖や川といった広々としたところで泳ぐ大魚がどぶの中に横たえらるるようになるにれば」、固より将に螻蛄に制せらる(彼尋常之汗漬兮、豈容吞舟之魚。横江湖之鱸鯨兮、固將制於螻蛄)」と。

44 鸞鳳失枝棲棘枳 「鸞」も「鳳」も想像上の瑞鳥で、梧桐のような高い木の枝に宿るとされる。『詩経』「大雅」「卷阿」に「鳳凰鳴く、彼の高き岡に。梧桐は生ゆ、彼の朝陽に(山の東)(鳳凰鳴矣、于彼高岡。梧桐生矣、于彼朝陽)」。ここはそのような本来居るべき所を失って、「棘」「サブトナツメ」や「枳」「カラタチ」といったトゲだらけの低い樹木に棲まざるを得ないという不遇をかこっていることをいう。『後漢書』「循吏伝」に、「枳・棘は鸞・鳳の棲む所に非ず(枳棘非鸞鳳所棲)」。

45 菌 敷物。 坐臥 寝ることと座ることで、日常の生活をいう。 **不跬** 「跬」は半歩で、その半歩さえ行けないほどまったく身動きの取れないことをいう。

46 肉生脾 活躍できず太ももの贅肉が付くばかりだという、いわゆる「脾肉の嘆」のこと。蕭常『続後漢書』「帝紀」に劉備が、「平時身鞍を離れざれば(馬に乗って戦場を駆け回ってばかりなので)、脾裏の肉消ゆ。今復た騎らざれば、脾肉遂に生ず。日月(時間)馳するが若く、老

いの將に至らんとするに功業〔功績〕建たず。是を以て悲しむ〔平時身不離鞍、髀裏肉消。今不復騎、髀肉遂生。日月若馳、老將至矣而功業不建。是以悲耳〕。

47 猶 (苦しい状況に置かれても)それでもなおおという意。 **道** 言うに同じ。 **君恩** ここには藩侯、毛利敬親の格別の計らいをいう。「内藤郡宰、金を我が曇嶺法師に賜いて、其の教化に郡治を補すること有るを賞す。余法兄と相い知ること二十年にして、親しく之と至る?。畜に同胞の其の事を伝聞するのみならず、随喜に堪えずして、乃ち此を賦して之を賀す(内藤郡宰、賜金我曇嶺法師、賞其教化有補於郡治。余與法兄、相知二十年、親與之至。不啻同胞傳聞其事、不堪隨喜、乃賦此賀之)詩(嘉永三年 庚戌 一八五〇年 三四歳 『清狂遺稿』下)に「婦女は仰ぎて仏徳の崇きを知り、兒童は解く道う君恩の鴻いなるを(婦女仰知佛徳崇、兒童解道君恩鴻)」。

48 福堂囹圄 「福堂」は福の集まる所で、「囹圄」は監獄をいう。『資治通鑑』『宋紀十五』太宗明皇帝下)には、北魏の献文帝のことばを引用して、「夫れ人は幽苦すれば(獄に繋がれて苦しむと)則ち善を思う。故に智者は囹圄を以て福堂と為す(夫人幽苦則思善。故智者以囹圄爲福堂)とあり、吉田松陰自身も野山獄に入った翌年の安政二年(乙卯 一八五五)六月一日に「福堂策」(山口県教育会編『吉田松陰全集』第二巻所収 二〇〇一年 マツノ書店 なるものを書いて獄舎での処し方について述べ、「獄中作」詩にも、「沮洳〔じめじめとした獄舎を指す〕の楽園〔楽園〕たるを吾 滋す信ずるも、囹圄の福堂たるを人未だ知らず(沮洳樂園吾滋信、囹圄福堂人未知)と詠んでいる。 **是** 肯定のことば。

49 忠義愛君填骨髓 「忠」は君主に対するまごころ。「義」は臣下として踏み行うべき正しい道義をいい、人間として守るべき徳目である五倫(父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信)の一つに数えられる。国や主君に対して誠を尽くすこの「忠義」は、松陰や月性のみならず、幕末という時代全体の精神的支柱として重視されていた。「愛君」は、主君を敬い愛すること、君を愛し国を憂う(愛君憂國)というのとはより中国の政治を担う士大夫たちのことばとして散見される。この句は、北宋、蘇軾「李公択に与う二一首與李公擇二首」(其の二の「吾儕〔われわれ〕老い且つ窮すと雖も、道理もて心肝を貫き、忠義もて骨髓を填む(吾儕雖老且窮、而道理貫心肝、忠義填骨髓)」に基づく。

50 上書將逐鄒陽擬 前漢の人、鄒陽は讒言に遭って投獄されたが、それが濡れ衣であることを弁明するため、「獄中にて梁王に 上る書(獄中上梁王書)を書いた。これはその冒頭に「臣聞く忠にして報われざる無く、信にして疑われずと(臣聞忠無不報、信不見疑)と述べるように、忠義の心があれば必ず報われるし、信義を尽くせば決して怪しまれるようなことはないという信念に支えられた上奏文である。「上書」は、主君など高位にある人に 奉る意見書。「逐」は、ならい従うことで、「擬」はまねること。

51 乃 (前に理由があつて)かくして、そこで。課 割り当てる。三餘 冬・夜・雨模様の日をいう。『三國志』「魏志」王肅伝の裴松之の注に、魏、魚豢『魏略』を引いて「董遇言えり、書を読むには……当に三余を以てすべしと。或ひと三余の意を問う。遇言えり、冬は歳の余、夜は日の余、陰雨は時の余なりと(讀書……當以三餘。或問三餘之意。遇言、冬者歲之餘、夜者日之餘、陰雨者時之餘也)」。月性「水母六首」其六(嘉永五年 壬子 一八五二年 三六歳『清狂遺稿』下)にも、「今自り法暇を偷みて(お勤めの合間を見つけては)、書を読むに三余に勉めん(自今偷法暇、讀書勉三餘)」と。もつとも吉田松陰はこの野山獄に在つた安政二年(一八五五)四月二日に「三余説」(『野山獄文稿』、『吉田松陰全集』第二卷所収)なるものを記して、それは「君父余恩、日月余光(薄暗い牢屋に洩れ射す光)」「人生余命」だと言うが、ここは「課」という動詞の目的語になっていることから月性の用例に拠つておく。惜寸晷 わずかな時間も惜しむというりっぱな人間の振る舞いをいう。元、曹伯啓「憲使(官名)徐公子方、諸生をして学に勤むる詩を賦せしむ。蓋し勉勵の意を示さんとするに、僭して(僭越ながら)卷末に題す(憲使徐公子方、俾諸生賦勤學詩。蓋示勉勵之意、僭題卷末)」詩に、「修身昏惰(ぼおつとしてなまけること)を戒しめ、学業精勤を貴ぶ。聖人は寸晷を惜しみ、志士は聞こゆること無きを恥づ(人にその存在が知られないことを恥とする)(修身戒昏惰、學業貴精勤。聖人惜寸晷、志士恥無聞)」。

52 讀書萬卷 「萬卷」とはその量の膨大なことをいう。梁、元帝『金樓子』「自序篇」に、晋の葛洪(字は稚川)の幼少からの博学ぶりについて、「昔葛稚川自ら序して曰く、讀書万卷、十五にして文を属ると(昔葛稚川自序曰、讀書萬卷、十五屬文)とあり、唐の杜甫「韋左丞丈に贈り奉る二韻(奉贈韋左丞丈二十二韻)」詩に杜甫の若い頃を回想して、「(杜甫昔少年の日、早に国を觀るの賓に充てらる(地位ある人の所でもてなされた)。讀書万卷を破り(読破する)、筆を下せば神有るが如し(神がかつていた)(甫昔少年日、早充觀國賓。讀書破萬卷、下筆如有神)」と詠む。また「丙辰秋日(安政三年 一八五六)藤寅「吉田松陰」書」と竹に銘記された松下村塾の聯にも、「万卷の書を読むに非ざる自りは(たくさんの本を読まなければ)、安くんぞ千秋の人(後世に名を残す人)と為るを得ん。一己の勞を輕んずるに非ざる自りは(自分の苦勞を惜しまなければ)、安くんぞ兆民の安んずるを致す(万民が安心して過(せる)ようにする)を得ん(自非讀萬卷書、安得爲千秋人。自非輕一己勞、安得致兆民安)」とある。實際、この獄中での松陰の猛烈な讀書ぶりについて、『野山獄讀書記』(『吉田松陰全集』第十一卷所収 二〇〇一年 マツノ書店に拠れば、六百冊近い書物を読破している。 功頻累

次から次へと努力を重ねていく。

53 餘力 讀書以外に費やす勞力。

文筆技

詩文を作る技量。「七月既望(十六夜)、秋晚香(秋

元佐多郎)余を招きて海浜の涼棚(涼み棚)に飲み、酔いて後 虎山先生を懐いて作る(七月既望、

秋晚香、招余飲于海濱涼棚、醉後懷虎山先生而作)」詩(嘉永三年 庚戌 一八五〇年 三四歳 『清狂遺稿』下)

に、「山人〔坂井虎山〕文筆 東坡の〔宋、蘇軾〕儔、我も亦た自ら許す佛印の流を〔蘇軾の友人の僧のようなものだと自認している〕（山人文筆東坡儔、我亦自許佛印流）」と。この時、松陰は他の囚人たちに儒学の書『孟子』の講義を行い、その覚え書き『講孟筭記』を著している。また月性の詩評をかなり載せている『松陰詩集』は、江戸から国許の萩に送還される道中に詠んだ「獄より出でて国に帰るの間の雑感 五十七解（出獄歸國之間雜感 五十七解）」詩ではじまり、獄中での作も多数あつて、安政二年（乙卯 一八五五）二月二十日には、「僧月性の詩を読む（讀僧月性詩）」詩も作っている。

54 角抵 「角」は競う、「抵」はぶつかること、張り合うことをいう。

55 浮文 華やかだけで中味のない文。 **麗綺** 「綺麗」に同じく、文章のあでやかさをいうが、ここは「綺」を第七字めの韻字に用いるために顛倒させている。

56 滿腔 身体中。「腔」は胸や腹など体の空洞部で、ここにも充滿するものがあることをいう。**熱血** 熱くたぎる血潮。宋、楊万里「自ら江西道院集に跋して」自分の詩集に跋文を書いて「戯れに客の問いに答う二首（自跋江西道院集戲答客問二首）」其二に、「若し箇中（この詩集の中）に何の有る所かと問わば、一腔（滿腔に同じ）の熱血 詩に和して裁す（若問箇中何所有、一腔熱血和詩裁）」と。

嘉永三年（庚戌 一八五〇年 三四歳）、月性が濱野箕山と一緒に、恩師の坂井虎山の遺稿を整理した時に詠んだ「箕山と同じに、虎山先生の遺稿を校し、其の書斎に寓すること十余日、將に帰らんとするの前一夕、之を賦して別れに叙す（同箕山校虎山先生遺稿、寓其書齋十餘日、將歸前一夕、賦之叙別）」詩（『清狂吟稿』）にも、「滿腹の忠肝 講義に披き（忠義の心を講義で披露し）、一腔の熱血 文章に注ぐ（滿腹忠肝披講義、一腔『清狂遺稿』下は「空」に作るも、『清狂吟稿』に抛り改む）熱血注文」と、恩師のたぎるような情熱について回想する。 **淋漓** たらたらと滴るさま。天保五年（甲午 一八三四）

年六月、大阪は長光寺（大阪市中央区島町）の住職で月性の叔父、覚心（号龍護）が、西本願寺の門主の命により熊本での募金活動に赴いた際、そこでの衆僧の反応が鈍いことに自身の指を切り落として説得したことを詠んだ「龍護師の指を切りし詩の韻に次す三首（次龍護師切指詩韻三首）」其二（二十八歳 『清狂遺稿』上）にも、「淋漓たる瘻血（なまぐさい血）紅雪を噴き、火の国還た六月の寒と為る（六月なのにまた寒々としてきた）（淋漓瘻血噴紅雪、火國還爲六月寒）」とある。

57 獄中日講勤王旨 『春秋左氏伝』「僖公二十五年」に、周王室の危機に際して、諸侯の一人、晋の文公が狐偃の「諸侯に求むれば、王に勤むるに如くは莫し（王が諸侯に頼ってきたのなら、王のために力を尽くすべきだ）（求諸侯、莫如勤王）」という建議によって周王室を救ったというのが「勤王」の早い用例で、松陰が野山獄で『孟子』を講じていたのもこれと大きく関わっていたからであろう。月性もこの頃から「勤王」意識を強く持ち始めている。嘉永七年（安政元年 甲寅 一八五四年）、三十八歳の作、「秋良氏 夷艦（ロシア軍艦）の摂海（大阪湾）に入るを聞き、壮士三十余人

を率い來たりて、縦いままに觀せしめ、以て憤懣を洩らせば、「存分に見学させて怒りを発散させてくれたので」、賦して謝す三首(秋良氏聞夷艦入攝海、率來壯士三十餘人、演武技、使余縱觀、以洩憤懣。賦謝三首)、『清狂遺稿』下)其の二に、「願わくば諸君と共に義を唱え(大義を掲げて)、勤王 犬羊の夷(外国の輩)を去り殲ぼさん」ことを(願與諸君同唱義、勤王去殲犬羊夷)や、其三の「勤王一戦如し骨を埋めなば、永えに楠公(忠臣楠木正成)と墓田を共にせん(勤王一戦如埋骨、永與楠公共墓田)」、また安政四年(丁巳 一八五七年)、海防の必要性を説くために紀州(和歌山)に赴いての帰りに作つた「南紀自り京に還り、賦して執政(官名)久野丹州、及び司農(官名)水野氏・并びに小浦・白井・茂田諸君に寄せ奉る(自南紀還京、賦奉寄執政久野丹州、及司農水野氏、并小浦・白井・茂田諸君)」「(四一歳 『清狂遺稿』下) 詩にも、「十歳 勤王の志も亦た酬いられ、杞人解釈す墮天の憂を(杞の国の人が天が落ちてくるのではと憂えたような心配も解消した)(十歳勤王志亦酬、杞人解釋墮天憂)」という。

58 至誠 まごころ。『孟子』「離婁上」に「至誠にして動かざる者、未だ之れ有らざるなり(真心を尽くして心動かされない者はいない)(至誠而不動者、未之有也)」とある。 姦宄 悪行を働いた囚人。

59 尊王室 皇室を崇め貴ぶ。『漢書』「地理志下」に周王朝について、「子の平王 東に雒邑に居し(東周として洛陽に遷都)、其の後 五伯(春秋時代の五人の覇者) 更も諸侯を帥いて、以て王室を尊ぶ。故に周 三代(夏・殷・周)に於て最も長久為りて八百余年なり(子平王東居雒邑、其後五伯更帥諸侯、以尊王室。故周於三代最為長久八百餘年)」。 張綱紀 紀律を設けて引き締める。 第一段第13

句の【語釈】「綱紀」参照。

60 攘夷狄 外国の者たちを追い払う。 第一段第2句の【語釈】「諸蠻」も参照。「詩経」「小雅」「車攻」の小序に「車攻は、宣王の古を復するものなり。宣王 能く内には政事を修め、外には夷狄を攘い、文・武の境土を復す(昔の文王や武王の領土を取り戻した)(車攻、宣王復古也。宣王能内脩政事、外攘夷狄、復文武之境土)」。 拾青紫 落ちていたゴミを拾い上げるように、たやすく高位高官を手に入れること。『漢書』「夏侯勝伝」に、「夏侯勝 講授する毎に、常に諸生に謂いて曰く、『士は経術(経書に関する学問やそれに基づく政策)に明らかならざるを病むも、経術 苟し明らかなれば、其れ青紫を取ること俛して地の芥(ゴミ)を拾うが如きのみ』と(勝每講授、常謂諸生曰、『士病不明経術、経術苟明、其取青紫如俛拾地芥耳』)」とあり、顔師古の注に「青紫とは、卿大夫(高官)の服なり(青紫、卿大夫之服也)」という。